

令和4年度第3回  
堺市都市計画審議会

# 議 案 書

令和4年度 第3回

堺市都市計画審議会付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
175	南部大阪都市計画区域区分の変更について（市決定）	市	2
176	南部大阪都市計画用途地域の変更について（市決定）	市	5
177	南部大阪都市計画特別用途地区の変更について（市決定）	市	8
178	南部大阪都市計画高度地区の変更について（市決定）	市	11
179	南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（市決定）	市	16
180	南部大阪都市計画公園の変更について（市決定）	市	19
181	建築基準法第52条第8項の規定による区域の変更について	—	22
182	市街化調整区域における地区計画の運用基準の改定について	市 (改定)	25

議 第 1 7 5 号  
堺 都 計 第 1 0 1 6 号  
令 和 5 年 1 月 3 1 日

堺市都市計画審議会  
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画区域区分の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法  
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 南部大阪都市計画区域区分の変更（堺市決定）

南部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年次)	令和7年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,357.8千人	2,226.4千人
市街化区域内人口		2,202.4千人	2,071.8千人
配分する人口		—	2,062.1千人
保留する人口		—	9.7千人
特定保留		—	—
一般保留		—	9.7千人

## 理 由

第8回定期見直し以降における市街地の動向を勘案し、堺市都市計画マスタープランで「美原都市拠点」に位置づけられた黒山地区において、大規模集客施設の立地が図られたことから、今後も引き続き、都市の健全な発展と秩序ある整備の一層の推進を図るため、保留フレームを解除し、区域区分を変更しようとするものである。

議 第 1 7 6 号  
堺 都 計 第 1 0 1 7 号  
令 和 5 年 1 月 3 1 日

堺市都市計画審議会  
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画用途地域の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法  
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画用途地域の変更（堺市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約754ha	8/10以下	4/10以下	1.0m	—	10m	7.1%
	約377ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	3.5%
小計	約1,131ha						10.6%
第二種低層住居専用地域	約20ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	0.2%
第一種中高層住居専用地域	約1,964ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	18.4%
	約469ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	4.4%
小計	約2,433ha						22.8%
第二種中高層住居専用地域	約1,130ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	10.6%
第一種住居地域	約1,680ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	15.8%
第二種住居地域	約193ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.8%
準住居地域	約1.9ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.0%
近隣商業地域	約760ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	7.1%
商業地域	約180ha	40/10以下	—	—	—	—	1.7%
	約2.5ha	50/10以下	—	—	—	—	0.0%
	約83ha	60/10以下	—	—	—	—	0.8%
	約5.1ha	80/10以下	—	—	—	—	0.0%
小計	約271ha						2.5%
準工業地域	約820ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.7%
工業地域	約309ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.9%
工業専用地域	約1,913ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	18.0%
合計	約10,662ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

堺市都市計画マスタープランで示す「活力あふれる都市」や「住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市」など、めざすべき都市像の実現や、持続可能な都市づくりを進めるにあたり、市街化区域への編入とあわせて黒山地区における市街地の活性化、深井駅周辺における都市機能の誘導及び新金岡及び泉北ニュータウンにおける駅周辺の共同住宅等による土地利用促進といった各拠点の強化を図るため、本案のとおり用途地域を変更しようとするものである。



議 第 1 7 7 号  
堺 都 計 第 1 0 1 8 号  
令 和 5 年 1 月 3 1 日

堺市都市計画審議会  
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画特別用途地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法  
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画特別用途地区の変更(堺市決定)

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区（第一種）	約 68 ha	
特別工業地区（第二種）	約 28 ha	
特別工業地区（第三種）	約 16 ha	
特別工業地区（第四種）	約 6.6 ha	
小 計	約 119 ha	
特別業務地区	約 17 ha	
特別住居地区	約 469 ha	
合 計	約 604 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

持続可能な集約型都市構造の形成に向けた用途地域の変更とあわせて、共同住宅等の土地利用の増進を図るため、本案のとおり特別用途地区を変更しようとするものである。

議 第 1 7 8 号  
堺 都 計 第 1 0 1 9 号  
令 和 5 年 1 月 3 1 日

堺市都市計画審議会  
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画高度地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法  
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画高度地区の変更(堺市決定)

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	備 考
高度地区 (第一種)	約 1,085ha	1 建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	
高度地区 (第二種)	約 3,235ha	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	
高度地区 (第三種)	約 199ha	1 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8メートル以上の範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下とする。	
高度地区 (第四種)	約 328ha	1 建築物の高さは、31メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	
高度地区 (第五種)	約 127ha	1 建築物の高さは、31メートル以下とする。	
高度地区 (第六種)	約 5.5ha	1 建築物の高さは、45メートル以下とする。	

		<p>(用語の定義)</p> <p>1. この計画書における用語の定義は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基準時 法第 3 条第 2 項の規定により法第 58 条の規定の適用を受けずその適用を受けない期間の始期</p> <p>(2) 既存不適格建築物 法第 3 条第 2 項の規定により法第 58 条の規定の適用を受けない建築物</p> <p>(3) 建替え 建築物の全部若しくはその一部を除却し、引き続き、基準時における建築物の主要用途と同一のものを新築、増築又は改築すること。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>2. 次の各号の一に該当する建築物については、高度地区（第一種）、高度地区（第二種）、高度地区（第三種）及び高度地区（第四種）第 2 項の制限は適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められた一団地の住宅施設若しくは市街地再開発事業の区域内に建築される建築物</p> <p>(2) 都市計画法の規定により行われる都市計画事業の施行として建築される建築物</p> <p>(3) 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物</p> <p>3. 基準時における敷地内において、不適合部分を増加させない範囲で増築及び改築を行う建築物で、増築後の延べ面積の合計が基準時における延べ面積の合計の 1.2 倍を超えないもの及び改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の合計の 2 分の 1 を超えないものについては、本制限は適用しない。</p> <p>(認定による適用の除外)</p> <p>4. 次の各号の一に該当する建築物のうち、法第 2 条第 35 号の規定に基づく特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）が周囲の環境上支障がないと認めたものについては、高度地区（第一種）、高度地区（第二種）、高度地区（第三種）及び高度地区（第四種）第 2 項の制限は適用しない。</p> <p>(1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による許可を受ける建築物</p> <p>(2) 法第 86 条第 3 項若しくは第 4 項又は法第 86 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項の規定による許可を受ける建築物</p> <p>5. 特定行政庁が、市街地の環境を害するおそれがなく、かつ、土地の状況によりやむを得ないと認める建築物については、高度地区（第一種）、高度地区（第二種）、高度地区（第三種）及び高度地区（第四種）第 2 項の制限は適用しない。</p>	
--	--	---	--

		<p>6. 基準時の敷地内において、既存不適格建築物の建替えて、特定行政庁が、本制限に適合させることが困難で、かつ、市街地の環境の維持に支障がないと認めるものについては、高度地区（第四種）第1項、高度地区（第五種）及び高度地区（第六種）の制限は適用しない。</p> <p>(制限の緩和)</p> <p>7. 本制限の適用に際しては次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この項において同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。ただし、高度地区（第四種）第1項、高度地区（第五種）及び高度地区（第六種）については、この限りでない。</p> <p>(3) 令第131条の2第2項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線は、ないものとみなす。</p> <p>(4) 法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受ける建築物については、これらの建築物が同一敷地内にあるものとみなす。</p> <p>(建築物の敷地が2以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の措置)</p> <p>8. 建築物の敷地が2以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の北側斜線は、北側の敷地境界線が属する高度地区に関する北側斜線制限によるものとする。ただし、北側の敷地境界線が属する高度地区に関する北側斜線制限によることにより、新たに制限が加わる場合及びその敷地部分に係る高度地区の北側斜線制限より強化される場合については、この限りでない。</p>	
合 計	約 4,980ha		

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

用途地域の変更にあわせて、良好な居住環境を保全するため、本案のとおり高度地区を変更しようとするものである。



議 第 1 7 9 号  
堺 都 計 第 1 0 2 0 号  
令 和 5 年 1 月 3 1 日

堺市都市計画審議会  
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法  
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更(堺市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 271 ha	
準防火地域	約 6,927 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

用途地域の変更にあわせて、都市の不燃化を促進するため、本案のとおり防火地域及び準防火地域を変更しようとするものである。

議 第 1 8 0 号  
堺 都 計 第 1 0 2 1 号  
令 和 5 年 1 月 3 1 日

堺市都市計画審議会  
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画公園の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法  
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画公園の変更（堺市決定）

1. 都市計画公園中 4・4・201-11 号水賀池公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
地区公園	4・4・201-11	水賀池公園	堺市中心区深井水池町地内	約 4.0 ha	園路及び広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 便益施設 管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

深井駅周辺地域は、泉北高速鉄道の開業以来、都市機能の集積が進み、地域拠点としての機能を充実させてきたが、社会情勢等の変化により、地域の魅力は徐々に失われ、駅周辺の活性化が喫緊の課題となっている。

堺市都市計画マスタープランに基づき、深井駅周辺に市民の利便に供する商業・サービス機能の充実や、市内外からの来訪による賑わいに資する機能の形成を促進するため、深井駅周辺地域の拠点機能の強化を図る取組を進めている。

これらの取組において、水賀池公園の機能強化と利活用について検討した結果、本案のとおり水賀池公園の都市計画区域を変更しようとするものである。

議 第 1 8 1 号  
堺建安第1776号  
令和5年1月31日

堺市都市計画審議会  
会長 嘉名 光市 様

特 定 行 政 庁  
堺市長 永藤 英機

建築基準法第52条第8項の規定による区域の変更について（付議）

標記について、建築基準法第52条第8項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 建築基準法第 52 条第 8 項の規定による区域の変更について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 8 項の規定による特定行政庁が指定する区域を次のように変更する。

指定する区域は、次の（１）及び（２）に掲げる区域とする
（１）第一種住居地域、準住居地域、準工業地域
（２）商業地域、近隣商業地域及び第二種住居地域で、次に掲げる地域以外の地域
① 都心周辺地区（高度利用地区内を除く）
② 堺市駅周辺地区（高度利用地区内を除く）
③ 三国ヶ丘駅周辺地区
④ 中百舌鳥駅周辺地区（中百舌鳥駅前地区地区計画区域内を除く）
⑤ <u>深井駅周辺地区</u>
⑥ 北野田駅周辺地区（高度利用地区内及び北野田駅前地区地区計画区域内を除く）
⑦ <u>泉ヶ丘駅周辺地区</u>
⑧ <u>榎・美木多駅周辺地区</u>
⑨ <u>光明池駅周辺地区</u>

※変更する地区

※追加する地区



## 理 由

平成 14 年 7 月の建築基準法改正により、全部又は一部を住宅の用途に供する建築物のうち、その敷地内に一定の空地を確保し、かつその敷地面積が一定規模以上であるものについて、許可の手続きを経ずに、建築確認の手続きにより容積率を最大 1.5 倍まで緩和される制度が創設され、適用しない区域及び適用区域における緩和内容を定めているところである。

この度、泉北ニュータウンの駅周辺では、共同住宅の建替えを促進させ、集約型都市構造の形成を図るため、第一種中高層住居専用地域内の指定容積率の緩和について、深井駅周辺では、拠点機能の強化を図るため、用途地域について見直しが進められている。

これらの都市計画の変更に合わせて、泉北ニュータウンの 3 駅周辺の区域を追加し、深井駅周辺の区域を変更（拡大）するものである。

議 第 1 8 2 号  
堺 都 計 第 1 1 7 5 号  
令 和 5 年 1 月 3 1 日

堺市都市計画審議会  
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

市街化調整区域における地区計画の運用基準の改定について（諮問）

標記について、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、  
次のとおり審議会に諮問します。

## 市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）

平成28年8月 策定

令和5年 月 改定

堺 市

# 目次

- 第1章 背景・目的 . . . . .
- 第2章 対象外区域 . . . . .
- 第3章 運用の考え方 . . . . .
- 第4章 運用の基準 . . . . .
- 第5章 提案の審査 . . . . .

## 第1章 背景・目的

市街化区域と市街化調整区域との区分（いわゆる線引き制度）は、昭和43年の新都市計画法（以下「法」という。）により創設されました。市街化調整区域では、農地や自然環境等を保全し、市街化を抑制すべき区域として開発・建築行為等が制限されており、線引き制度は、無秩序な市街化を防ぐ上で大きな効果を果たしてきました。

その後、次のような法改正が行われてきました。

昭和55年	地区の特性に応じた市街地を誘導する手法である地区計画制度の創設
昭和62年	集落地区計画の創設 （市街化調整区域の内、集落地域整備法に基づき指定された集落地域に限定）
平成4年 平成10年	市街化調整区域における地区計画の適用範囲の拡大
平成12年	既存宅地制度の廃止、34-11制度（法第34条第11号）の追加 （本市は、平成14年に条例を施行し運用。平成24年に廃止。）
平成14年	都市計画における住民参加のための手法である都市計画提案制度の創設
平成18年	人口減少・超高齢社会の到来を受け、より一層無秩序な市街地拡散を抑制し集約型都市構造の形成を推進するべく、まちづくり三法の改正
平成26年	「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方により、集約型都市構造の形成を促進する立地適正化計画制度の創設

このような中、市街化調整区域において古くから市街地が形成されてきた集落等では、人口減少・高齢化の進行等に伴い、耕作放棄地の増加や地域の歴史・文化資源の消失等、集落等の維持が困難になることが懸念されたことから、地域が主体となり地域に応じた市街地の形成を実現することで持続可能な都市の形成に寄与するため、市街化調整区域における地区計画の運用基準を平成28年8月に策定しました。

その後、令和3年7月の堺市都市計画マスタープランの改定においては、本市の基幹産業である製造業の集積の維持・継承、産業の持続的発展を図るため、事業を継続しやすい環境の整備や、新たな産業空間の創出などにより、本市の立地魅力を高め、投資の誘導を図るとしています。

このような流れを受け、新たに「産業機能立地型」を創設することで、交通条件の恵まれた地区において、工場地や流通業務地を整備し産業機能の立地を可能とするため、運用基準を改定するものです。

## ■堺市都市計画マスタープラン（抜粋）

### 【都市計画のコンセプトと基本姿勢】

#### 第1章 第2節 1. 都市計画のコンセプトと基本姿勢

コンセプト1 すべての人が暮らしやすい、コンパクトで持続可能な都市構造を形成する

コンセプト2 堺の個性を活かし、都市としての「存在感」を高める

コンセプト3 自由と自治の伝統を活かし、公民協働による取組を進める

### 【市街化調整区域の位置づけ】

#### 第1章 第3節 1. 土地利用の方針

##### (2) 土地利用・配置方針 ④都市農業共生地・丘陵地

- ・市街化調整区域においては、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、自然環境や優良な農地等の保全と調和に配慮しながら、都市農業の振興と集落環境や既存市街地の保全・向上につとめます。また都市機能の増進を図るべき地域においては、優良な農地等との調和に十分配慮したうえで計画的な土地利用を図ります。
- ・都市農業共生地においては、都市農地が有する緑地機能や防災機能など、多面的な機能を効果的に発揮するため、優良な農地等を保全・活用します。
- ・丘陵地は、無秩序な市街地の拡大の抑制や、良好な自然環境の保全を基本として、農業振興と集落地の生活環境の向上に配慮した土地利用を図ります。

#### 第1章 第3節 6. 市街地・住環境整備の方針

##### (5) 市の活力を創出する産業地の形成

- ・市街化調整区域の開発ニーズが高まりつつある幹線道路沿道や主要交差点周辺等については、農地や自然環境との調和に配慮しながら地域の活力創出につながる産業機能の立地を図るなど地域の実情に応じた取組を推進します。

## 第2章 対象外区域

以下の区域は、原則として、地区計画の区域に含めないこととします。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律に規定する「農用地区域」
- (2) 「優良農地（一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地）」及びその他長期にわたり農地として保全すべき土地の区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「土砂災害特別警戒区域」
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」

## 第3章 運用の考え方

### 1. 運用の類型

第1章の背景・目的から、次の類型で運用します。

#### (1) 上位計画適合型

堺市基本計画 2025 や堺市都市計画マスタープランなどの上位計画に基づく市街地の形成を促進する

#### (2) 産業機能立地型

幹線道路沿道等の交通条件の恵まれた地区において、工場地や流通業務地を整備し、産業機能の立地を可能とする

#### (3) 既存集落等整序型

集落等に必要な機能を導入することで、地域の生活や環境の維持・向上を図る

### 2. 計画的な土地利用

めざすべき市街地の形成を進めていくためには、都市の将来像に沿って個々の土地利用が行われることが重要です。そのためには、堺市基本計画 2025、堺市都市計画マスタープラン等の上位計画に整合することに加え、地区計画の区域もしくは地区計画の区域よりも広い範囲で中長期的な土地利用計画又は集落等の維持・保全計画を作成し、計画的な土地利用を行っていく必要があります。

### 3. 運用の前提

地域の主体的かつ積極的な参加を促進するため、地権者等が上記土地利用計画等に基づいて地区計画の案を作成し、これを都市計画提案（都市計画法第21条の2に規定）とすることを原則とします。

提案にあたっては、地権者、地域住民の合意形成や関係する公共施設管理者、交通管理者等との協議を行い、地区施設の整備主体、整備時期、費用負担などについての協定を締結するなど、事業が実現できる熟度が必要です。

### 4. 必要最小限の区域

地区計画の必要性、周辺の公共施設の整備状況、自然環境・景観や農林業との調和の観点から、必要最小限の区域とし、低未利用地を活用するなど、市街地を拡大しないことが重要です。



## **5. 新たな行政投資が不要**

---

必要となる都市基盤が区内やその周辺に配置されている、または配置されることが確実であり、かつ、新たな行政投資を行う必要がないように定めなければなりません。

## **6. 地域活力の維持・向上**

---

「スプロールの防止」、「周辺の優良な農地等とも調和した良好な居住環境の形成や保全」、「地域コミュニティの維持・改善」など、地域活力の維持・向上に資するものでなければなりません。

## **7. その他（区域設定）**

---

地区計画の区域は、原則として地形、地物等、土地の範囲を明示するのに適切なものにより定めることとし、できるだけ整形であることが必要です。

## 第4章 運用の基準

「第3章 運用の考え方」をもとに、下表のとおり運用するものとします。

類型	上位計画適合型	産業機能立地型	既存集落等整序型	
対象区域	上位計画に基づいて具体的な土地利用計画(※1)が定められている区域内であること	幹線道路沿道(※2)の区域内(沿道から500m以内)であること	「集落等の維持・保全計画(※3)」に位置づけられた都市的土地利用区域内であること	
対象規模	5ha以上	3ha以上	2ha以上	
同意率	原則として全員同意であること			
地区整備計画に定める内容	地区施設の配置及び規模	後背地のアクセス道路等地域貢献となるよう適切に定めること	道路や公園等、地域の基盤整備にも貢献するように適切に定めること	
	建築物等の用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「具体的な土地利用計画(※1)」と整合した内容を定めること</li> <li>・住宅、共同住宅等を制限すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「集落等の維持・保全計画(※3)」と整合した内容を定めること</li> <li>・原則として分譲住宅(戸建、共同住宅)を制限すること(※4)</li> </ul>	
	建築物の容積率の最高限度	200%以下の数値で定めること		
	建築物の建蔽率の最高限度	60%以下の数値で定めること		
	壁面の位置の制限	良好な景観形成や前面道路との関係等の観点から定めること		
	建築物等の高さの最高限度	周辺環境と調和するように定めること	周辺環境と調和するように定めること	高度地区(第二種)の範囲内で周辺環境と調和するように定めること ( $H \leq 10m + 0.6L$ ) (H: 建築物の高さ L: 北側隣地境界線又は北側道路の反対側境界線までの真北方向の水平距離)
	建築物の緑化率の最低限度	緑化率が20%以上となるように定めること		
	建築物の敷地面積の最低限度、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項等について、必要に応じて定めること			
その他	市街化区域に編入すべき区域については、整備が概成した時点で市街化区域に編入するものとする	企業の立地の見通しがあること。市街化区域に編入すべき区域については、整備が概成した時点で市街化区域に編入するものとする。	営農環境など、周辺の土地利用に影響を及ぼさない方策が講じられていること	

**※1：具体的な土地利用計画**

- ・上位計画に基づいて、市の担当部局が作成し公表しているもの

**※2：幹線道路沿道**

- ・計画幅員 20m 以上の都市計画道路（完成済み）。ただし、（都）檜尾上之線（府道堺泉北環状線北側）と交わる道路については、同線以北に限る
- ・既に沿道利用されている後背地においても可能

**※3：集落等の維持・保全計画**

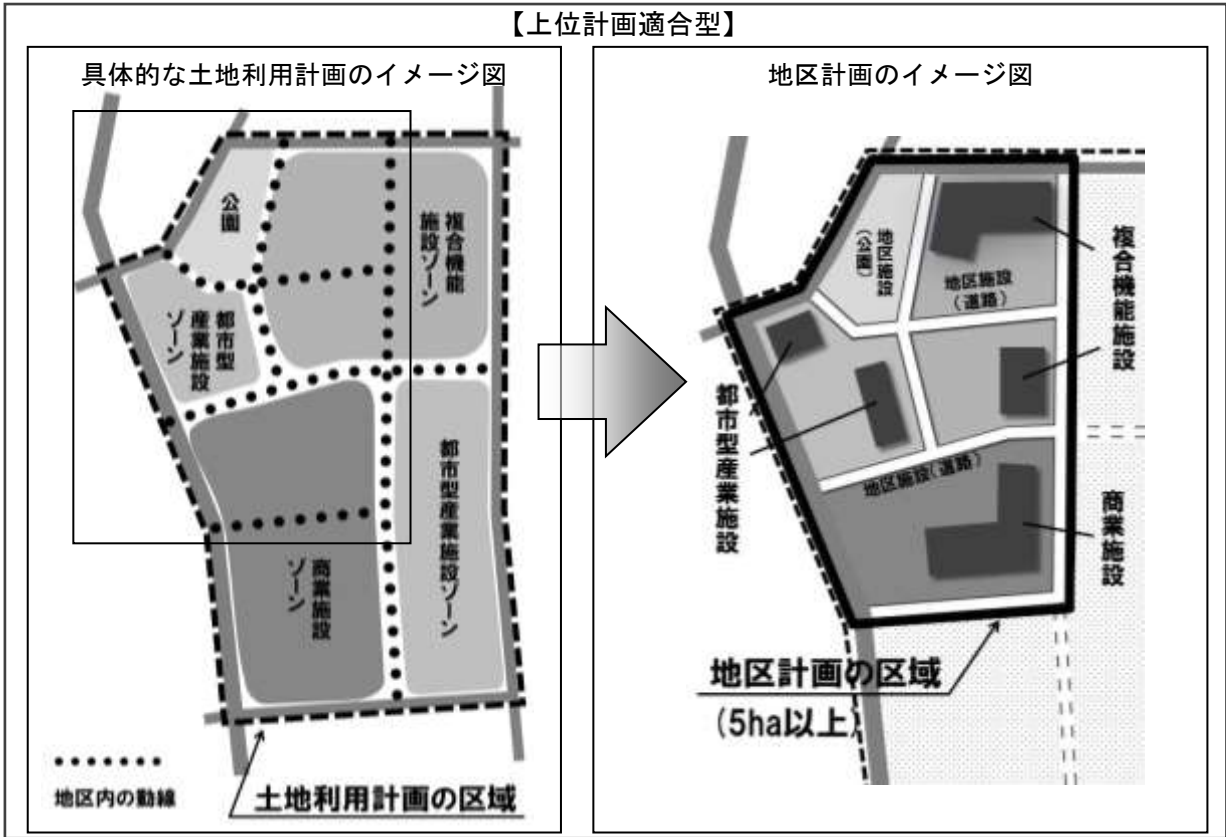
- ・集落（建築物が連坦している区域）及び集落の住民が所有、管理する農地や山林等を含む一体的な区域を対象として、地元組織や提案者が主体となって作成したもの
- ・農地保全ゾーン、環境保全ゾーン、都市的土地利用区域等に区分され、農地や環境の保全を主目的とするもの
- ・都市的土地利用区域は、「集落等の維持・保全計画」の区域の概ね 3 割以下であること
- ・都市的土地利用区域には、農地等を含まないこと（宅地間に介在する小規模農地及び新たに整備される幹線道路の沿道に存する農地を除く）
- ・「集落等の維持・保全計画」の考え方や検討プロセス、検討メンバーなどが記載されていること

**※4：原則として分譲住宅（戸建、共同住宅）を制限すること**

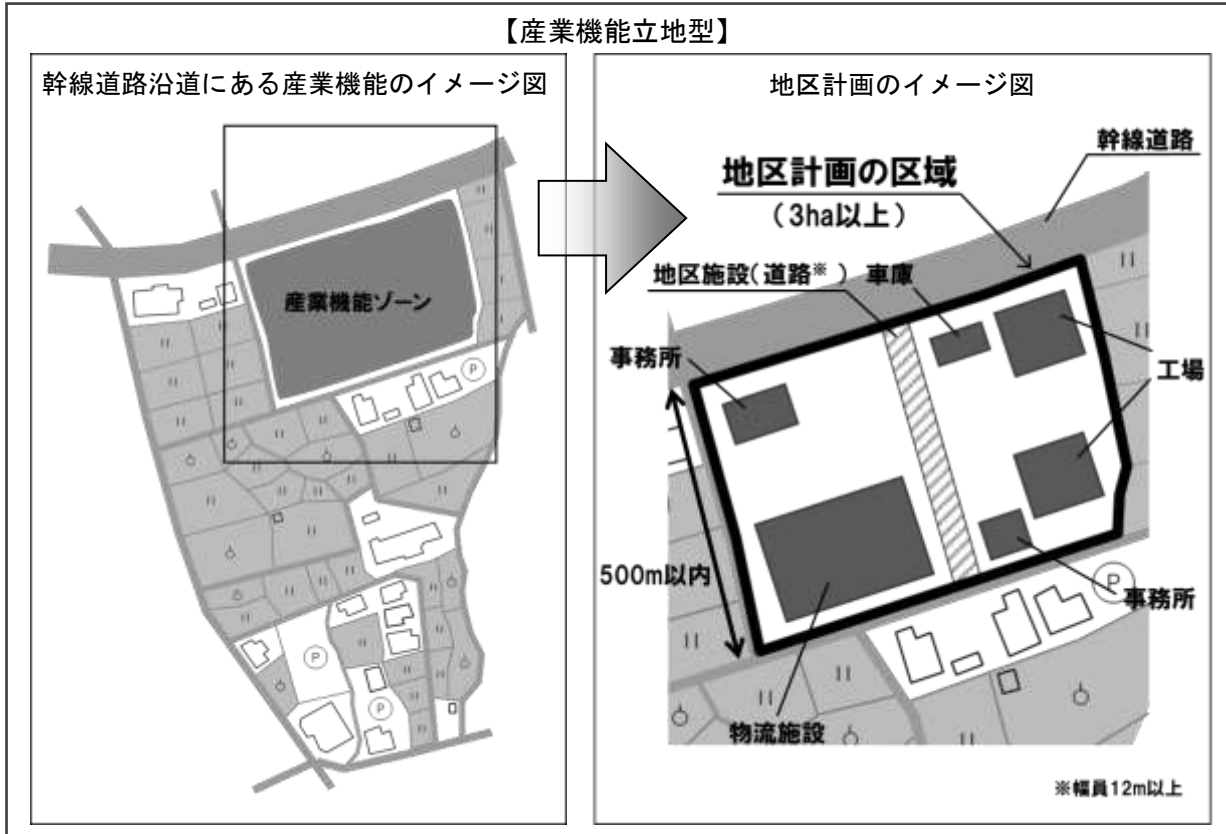
- ・分譲住宅を可とする場合は、過去 20 年以上、宅地、資材置場、駐車場等の宅地的土地利用が継続されている土地とすること

■地区計画の運用イメージ

【上位計画適合型】



【産業機能立地型】



【既存集落等整序型】

集落等の維持・保全計画のイメージ図



地区計画のイメージ図



## 第5章 提案の審査

市街化調整区域における地区計画の都市計画提案にあたって必要な書類は、下記のとおりで、提案の前に事前相談が必要です。

提案後、当該地区計画を都市計画決定する必要があるかどうかを審査します。都市計画決定の必要があると判断した場合には、都市計画審議会の議を経て、都市計画決定を行います。都市計画決定の必要がないと判断した場合には、都市計画審議会の意見を聴いた上で、都市計画決定しない旨とその理由を提案者に通知します。

### 1. 都市計画提案に必要な書類

- 都市計画決定等に関する提案書
  - 計画書
  - 都市計画の種類、名称、位置、規模（面積）、区域等を具体的に記入した都市計画の素案
  - 提案者としての資格を確認できる書類
  - 提案対象区域内の土地所有者等の同意書
  - 権利者関係調書
  - 全土地所有者等一覧表及び土地の位置関係がわかる図面、土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられている地図（交付後3か月以内のものに限る）
  - 提案の説明の経緯に関する資料
    - ・説明会の日時、場所、参加人数、参加者からの意見等、合意形成に関する資料
  - 周辺環境等への検討に関する資料で必要に応じて市長が指定するもの
  - その他、計画内容の説明に係る書類で必要に応じて市長が指定するもの
    - ・具体的な土地利用計画（※1：上位計画適合型の場合）
    - ・集落等の維持・保全計画（※2：既存集落等整序型の場合）
    - ・地区施設の整備に関する協定等（※3）
    - ・公共施設管理者、交通管理者等との協議録
- など

※1：第4章の※1を参照

※2：第4章の※3を参照

※3：地区施設の整備主体、整備時期、費用負担等についての地権者等の協定等

## 2. 審査項目

---

### (1) 上位計画や都市計画の方針との整合性

#### <審査の視点>

- ・本市の上位計画や都市計画の方針と整合しているか
- ・集約型都市構造形成の方向性に合致しているか
- ・当該地区計画の決定により、地域活力の維持・向上に寄与するか  
など

### (2) 立地条件や都市基盤整備の状況

#### <審査の視点>

- ・十分な幅員のある道路に接続しているなど、立地条件として適切か
- ・道路又は公園、緑地、広場その他の公共施設である地区施設の配置及び規模が周辺への影響を軽減する、または地域に貢献するものとなっているか
- ・当該地区計画の決定を起因として、行政が道路の改良を行う必要が生じるなど、新たな公共投資を要することはないか  
など

### (3) 交通処理計画の内容

#### <審査の視点>

- ・当該地区計画の決定により集中、発生する交通（自動車、自転車・歩行者）に対して適切な対策が講じられているか  
など

### (4) 周辺環境への配慮に関する事項

#### <審査の視点>

- ・住宅地や農地、緑地など、周辺環境への影響を軽減する方策が講じられているか
- ・建築物や屋外広告物等が周辺景観と調和したものになっているか  
など

### (5) 周辺住民との調整の状況や地域貢献の内容

#### <審査の視点>

- ・当該地区計画、開発計画、交通処理計画等の内容について、説明は十分行われているか
- ・周辺住民の理解は得られているか
- ・防災や防犯、歴史的資源の活用・保全など、地域において必要とされている

機能の導入や地域活動への参画など、地域に貢献する取組みはあるかなど

## (6) 事業の実現性

### <審査の視点>

- ・関係機関との協議、調整により、事業が実現できる熟度はあるか
- ・地区施設の整備主体、整備時期、費用負担などについての協定を締結するなど、地区施設の整備が担保されているかなど